

令和3年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る 届出書の届出先が一部変わります

指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、
原則都道府県知事から中核市の長へ変更となります。

なお、この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
(令和元年法律第26号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正されました。

区 分	届出先 (現行)	届出先 (令和3年4月1日以降)
① 指定事業所が三以上の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に 所在し、かつ、二以下の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の 都道府県知事	主たる事務所の所在地の 都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にの み所在する事業者	指定都市の長	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ 所在する事業者 (※)	都道府県知事	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)の みを行う事業者で、指定事業所が 同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事	都道府県知事

(※) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事のまま)



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

業務管理体制の整備に関する届出の受付窓口一覧

沖縄県における業務管理体制の届出窓口は次のとおりです。

1 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者

- (1) 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 → 厚生労働省老健局
- (2) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 → 事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事

2 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者

- (1) 全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者 → 市町村
- (2) 上記以外の事業者 → 県（本庁）

3 1及び2以外の事業者

- (1) 施設（居住）系サービス事業所を含む事業者 → 県（本庁）
- (2) 事業所等が3以上の福祉事務所所管区域に所在する事業者 → 県（本庁）
- (3) 全ての事業所等が那覇市内に所在する事業者 → 那覇市（中核市）
※令和3年4月より適用（令和3年3月末までは県（本庁）となります。）
- (4) 上記以外の事業者 → 県（福祉事務所）
※ ただし、2の福祉事務所所管区域に所在する事業者は、事業所数の多い福祉事務所。同数の場合は主たる事務所の所在する福祉事務所。